

令和7年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年12月

魚沼市農業委員会

令和7年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
	○	10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
	○	15	櫻井 信夫	
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		星野 崇	
○		星野 巧	
○		櫻井 紀彦	
○		菅井 智弥	

令和7年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和7年12月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 8 番 星野 幸夫 委員 9 番 佐藤 洋一 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他
		閉会宣言 14 時 50 分

令和7年度 第9回魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年度第9回魚沼市農業委員会総会は、令和7年12月25日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

大変お疲れ様でございます。定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第9回魚沼市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の出欠状況でございますが、連絡いただいている中では議席番号15番の櫻井信夫委員が欠席、議席番号17番の瀧澤悟委員について少し遅れてくるということでございます。議席番号10番の浅井典裕委員まだお見えでございませぬけれども、今事務局のほうで出欠の確認をしているところでございます。今現在の出席総数につきましては、委員定数19名のうち16名の出席ということで、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定足数に達しておりますので、ただ今から正式に令和7年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

では、初めに上村会長からご挨拶いただきます。

(時刻は13時30分)

上村会長
(挨拶)

会 務 報 告

議 長（上村会長）

まず日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いします。

事務局（星野事務局長）

配布資料についての説明・連絡

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会副部会長（井口恒一郎委員）

特段報告事項はございませんが、総会終了後第2部会の委員の方につきましては、相談案件がございますので、しばらく残っていただきたいと思います。以上

です。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、特に報告事項ございません。

議長（上村会長）

第4部会は部会長不在です。

広報部会会長（阿達正委員）

広報部会ですが、総会の後に別の説明があって、その後第2部会もあり、それらが全部終わってからになります。広報部会を開きたいと思いますので、時間何時頃になるかわかりませんが、総会終了後は引き続き広報部会が始まるまで部会委員の人は残ってください。よろしくお願いします。以上です。

議長（上村会長）

それでは、報告事項につきまして、会務並びに各部会報告が終わりました。その他ということでご質問等々ありましたらお願いいたします。

その前に、12月9日の女性農業委員等研修会ということで、出席しました菫澤委員から報告をお願いします。

菫澤芳子委員

12月9日・10日に開催されました新潟女性農業委員等の総会並びに研修会に行ってきました。その中で今回の事例報告・講演については、地域計画、目標地図の作成のブラッシュアップという、そういう形で講演がありました。その事例報告は阿賀野市農業委員会の担当者からだったのですが、ここは地域計画策定後の目標地図もある程度進んでいて、ブラッシュアップに取り組んでいるところなんですけども、その目標地図を作成するにあたってブラッシュアップする進め方等をお話してくださいました。それと、もう一つの講演会では、皆さんも聞いたことがあると思いますが、今年8月に開催されました市町村の農業委員会の活動推進研修会で講演された山形県の村づくりプロデューサーの高橋さんの講演でした。ここも、もちろん目標地図作成後のブラッシュアップなんですけども、それと同時にその検証していく地域をどういうふうに盛り立てていくのか、地域づくり・担い手づくりをどうやっていくんだということを今回は大きく時間を割いてお話してくださいました。その資料を今回いただきました。事務局のほうに出しておきますので、またそれぞれの地域はあると思うんですけども、参考になる話かと思っておりますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。以上です。

議長（上村会長）

はい、ありがとうございます。

それでは、報告事項、そのほか皆様方ご質問等々ありましたらご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号8番星野幸夫委員及び議席番号9番佐藤洋一委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は34件、141筆、109,524.87㎡の届け出がありました。番号が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由は、契約内容の変更、賃借人への売却、土地区画整理事業のための施行、賃借人への譲渡、賃貸人が耕作、労力不足、第3者に利用権設定のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の 17 ページをご覧ください。

報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、今月は 11 件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思われま

す。なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第 2 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第 2 号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第 3 報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 19 ページをご覧ください。

報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、今月は 2 アール未満の農業用施設用地 1 件の届出がありました。

整理番号 1	申請人	*****
	申請地	***** 畑 139 m ²
	転用目的	農機具格納庫敷地

議長（上村会長）

報告第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第 3 号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（星野係長）

議案書の21ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、所有権移転贈与2件、所有権移転交換2件、賃貸借権設定39件、使用貸借権設定9件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 390 m²
権利種別 所有権移転 売買 *****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は譲受人の住宅付近で効率が良く長期に渡り耕作しており、賃貸借契約期間満了を機に売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 4,342 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は申請地から遠方に住んでおり耕作ができないため、譲受人と贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか22筆 合計 15,321 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は県外に住んでおり耕作ができないため、譲渡人の知り合いより斡旋され贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4・5番につきましては、農地の交換ですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号4 申請地 ***** 畑 40 m²
権利種別 所有権移転 交換
譲受人 *****

譲渡人 * * * * *

整理番号5 申請地 * * * * * 畑 66 m²
権利種別 所有権移転 交換
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、農作業の効率化を図るためです。それぞれの農地を交換することで自宅に近くになるため、農作業の効率が良くなるため交換の話がまとまり、申請があったものです。当該農地は今後も適正に管理・耕作されていくものと考えます。

整理番号6・7番については、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号6 申請地 * * * * * 田ほか3筆 合計1,830 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * *円 (* * * * *円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和11年12月31日 4年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

整理番号7 申請地 * * * * * 田ほか5筆 合計3,721 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * *円 (* * * * *円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和11年12月31日 4年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は貸付人が耕作できないため借受人により耕作されてきましたが、借受人の耕作地と効率良く耕作できるため、賃貸借契約の再設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8 申請地 * * * * * 田ほか2筆 合計1,685 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * *円 (* * * * *円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和10年12月31日 3年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は耕作不便な農地であり、貸付人も耕作できないため、以前に耕作していた借受人と契約の話がまとまり、申請するものです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号9 申請地 * * * * * 田ほか2筆 合計1,208 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * *円 (* * * * *円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は友人である借

受人の所有農地の近くにあり、経営規模拡大を図る借受人と話がまとまり、申請するものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 10 申請地 **** 田ほか1筆 合計 886 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は貸付人が耕作できないため、隣接している農地で耕作している借受人が耕作することで効率化を図るためです。借受人は大型機械を所有し、農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 11 申請地 **** 田 80 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日 3年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は借受人の耕作地と集団化しており、規模拡大のため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、3年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 12・13 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 12 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,228 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号 13 申請地 **** 田 725 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が耕作できないため、隣接している農地で耕作している借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 14 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,437 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日 5年間

借受人 ****

貸付人 ****

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は貸付人が市外に在住しているため耕作ができず、借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、5年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 15 申請地 **** 田ほか4筆 合計 4,544 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が所有する農業用機械が壊れ、耕作ができなくなったため、知り合いで近くで耕作している経営規模拡大を望む借受人と話がまとまり、10年間の賃貸借の設定をするものです。

整理番号 16 申請地 **** 田ほか3筆 合計 2,614 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は借受人の耕作地と隣接しており、耕作の効率化を図るため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、5年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 17 番・18 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 17 申請地 **** 田ほか3筆 合計 4,353 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号 18 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,355 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が耕作ができず、借受人の耕作地と近隣のため、経営規模拡大したい借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は農業経験が十分あります

ので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 19 申請地 **** 田ほか7筆 合計8,126 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和10年12月31日 3年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢になり耕作ができなくなったため、近隣で耕作し経営規模の拡大を図りたい借受人と話がまとまり、3年間の賃貸借の設定をするためです。

整理番号 20 申請地 **** 畑ほか1筆 合計9,999 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地と隣接している農地で耕作している借受人が耕作することで効率化を図るためです。借受人は大型機械を所有し、農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 21 申請地 **** 田 1,670 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が市外に在住しているため耕作ができず、親戚の借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、5年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 22 番・23 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 22 申請地 **** 田ほか2筆 合計7,823 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号 23 申請地 **** 田 1,823 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大のため、10年間の賃貸借の設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 24 申請地 **** 田ほか5筆 合計 5,391 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。前耕作者が耕作できなくなったため、経営規模の拡大を図りたい借受人と話がまとまり、5年間の賃貸借の設定をするためです。

整理番号 25 申請地 **** 田ほか9筆 合計 11,205 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が自分で農地を管理できないため、経営規模の拡大を図りたい借受人と話がまとまり、10年間の賃貸借の設定をするためです。

整理番号 26 申請地 **** 田ほか4筆 合計 5,562 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 ****
貸付人 ****

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は借受人の耕作地と隣接しており、耕作が便利のため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、10年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 27 番から 43 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 27 申請地 **** 田ほか3筆 合計 1,840 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和11年12月31日 4年間
借受人 ****
貸付人 ****

整理番号 28 申請地 **** 田ほか2筆 合計 1,326 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
契約期間 令和8年1月1日から令和11年12月31日 4年間
借受人 ****

	貸付人	*****
整理番号 29	申請地	***** 田ほか 17 筆 合計 9,146 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
	契約期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 4 年間
	借受人	*****
	貸付人	*****
整理番号 30	申請地	***** 田ほか 8 筆 合計 3,412.63 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
	契約期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 4 年間
	借受人	*****
	貸付人	*****
整理番号 31	申請地	***** 田ほか 13 筆 合計 5,627 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
	契約期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 4 年間
	借受人	*****
	貸付人	*****
整理番号 32	申請地	***** 田ほか 11 筆 合計 5,543 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
	契約期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 4 年間
	借受人	*****
	貸付人	*****
整理番号 33	申請地	***** 田ほか 2 筆 合計 1,093 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
	契約期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 4 年間
	借受人	*****
	貸付人	*****
整理番号 34	申請地	***** 田ほか 8 筆 合計 4,945 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
	契約期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 4 年間
	借受人	*****
	貸付人	*****
整理番号 35	申請地	***** 田 625 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
	契約期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日 4 年間
	借受人	*****
	貸付人	*****
整理番号 36	申請地	***** 田 4,107 m ²
	権利種別	賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)

	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 37	申請地	*****	田ほか5筆 合計 15,244 m ²
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 38	申請地	*****	田 1,421 m ²
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 39	申請地	*****	田 1,014 m ²
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 40	申請地	*****	田 595 m ²
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 41	申請地	*****	田ほか10筆 合計 15,339 m ²
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 42	申請地	*****	田 1,069 m ²
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 43	申請地	*****	田ほか2筆 合計 5,462 m ²
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年1月1日から令和11年12月31日	4年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が耕作

ができないため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、4年間の賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大を図るためです。借受人は大型機械も所有し、農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 44 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 7,364 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10 a)
契約期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日 10年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が耕作が困難なため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、10年間の賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大を図るためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 45 番は経営移譲に伴う使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

整理番号 46・47 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 46 申請地 ***** 畑 305 m²
権利種別 使用貸借権設定
契約期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日 3年間
借受人 *****
貸付人 *****

整理番号 47 申請地 ***** 畑 301 m²
権利種別 使用貸借権設定
契約期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日 3年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は借受人の耕作地と集団化しており、規模拡大及び耕作便利なため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、3年間の使用貸借の設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 48 番から 53 番は、農業者年金受給及び経営移譲に伴う使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号 1 番から 53 番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。

第1号議案については以上です。

議長（上村会長）

第1号議案につきまして、事務局の報告に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。だいたひ担当委員が番号で飛んでいるところもありますので、もし落としていたら、またその時に説明をお願いいたします。

佐藤洋一委員

整理番号1番については、現地を訪ねて聞き取りしたところ、以前より耕作しているところを譲り受けるということでした。あとは事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

整理番号10番と21番です。これも貸借権設定の再設定ということで、事務局の説明のとおりですので、問題ないと考えます。以上です。

議長（上村会長）

整理番号2番については、担当委員が欠席のため、事務局の説明のとおりいたします。

星仁右エ門委員

整理番号3番については、12月21日に星推進委員と譲受人宅を訪問し、その後現地を確認しました。申請地は田と畑で耕作されている状態ですので、問題ありませんでした。その後、譲渡人に電話し、申請どおりかどうか確認しましたがすけれども、申請どおりだということです。

整理番号11番は12月20日に戸田推進委員と二人で借受人宅を訪れ、その後現地を確認しました。現地は田で耕作されておりますので、これも問題ありませんでした。

整理番号25番ですけれども、12月21日に星推進委員と二人で借受人より申請地を案内してもらいました。これも全部、申請地は田で耕作できるような状態になっております。その後、貸付人宅を訪れて話を聞いてきました。これも耕作されており、問題ありませんですけれども、詳細については事務局の説明どおりです。以上です。

貝瀬正美委員

整理番号4番・5番ですが、12月19日に清塚推進委員と現地を確認しました。あとは事務局の説明どおり、問題ないと考えます。

小幡中治委員

整理番号6番・7番ですが、12月21日に矢久保推進委員と借受人を訪問しまして、話を聞かせていただきました。借受人は大型機械等も持っておりまして、長年この土地を耕作していますので、その継続だということで、そのままお願いをしてありました。それで、整理番号6番の*****なんですが、田んぼになっていますけれども、ミョウガを作って耕作をしているということで、問題ないかなということで確認をしております。それから、この整理番号6番・7番の貸付人なんですけど、共に電話で確認をいたしまして、特に問題ないということで確認してあります。あとは事務局の説明どおりです。

それから、整理番号14番なんですけれども、借受人を訪問しまして話を聞かせていただきました。ここも今までずっと耕作しておりまして、継続で耕作をしているということで確認をしております。借受人については大型機械はないのですけ

ども、草刈りだとか水回りだとか管理をしっかりしておられるということですので、問題ないかと思えます。あとは事務局の説明どおりです。貸付人につきましては、遠くですので電話で確認をして問題ないということで話を聞いてあります。

阿達正委員

まず整理番号 8 番ですが、事務局の説明のとおり、以前、借受人がそこをやって、いろいろあって一回やめたんですけど、また再び耕作するということが事務局の説明どおりです。

整理番号 9 番も事務局の説明どおり、同じ地区で同級生というか友達同士ということで、貸付人がやっておりますので、賃貸借権の設定ということでよろしくお願ひします。

続きまして、整理番号 32 番・34 番・35 番の三つですが、先日、借受人と電話連絡をしまして、賃貸借権の再設定ということで、そこは私が田んぼを見に行くときの通り道で見えておりますので、ちゃんとずっと田んぼでやっております、またその後も再設定ということで今回もちゃんとなっておりますので、大丈夫だと思います。以上です。

星野幸夫委員

整理番号 12 番についてですが、12 月 20 日に高橋推進委員と二人で借受人立ち合いで現地を確認いたしました。現地は的確に管理されており、来期の耕作に何も問題ないというふうに考えます。また、今回の申請は契約更新のための申請ということ伺っています。詳細は事務局の説明どおりです。

整理番号 13 番についてですが、12 月 20 日に高橋推進委員と二人で借受人立ち合いで現地を確認しました。現地は的確に管理されて、来期には何の問題もないというふうに考えます。また、借受人は農業経験も豊富で、これからの農業の耕作継続についても何の問題もない人だと判断させていただきました。詳細は事務局の説明どおりです。

整理番号 24 番ですが、12 月 20 日に高橋推進委員と二人で借受人立ち合いで現地を確認いたしました。現地は的確に管理されており、来期の耕作には何の問題もないと考えます。また借受人は農業経験も豊富で耕作継続にこれまた何の問題もないと考えます。また、詳細は事務局の説明どおりです。

整理番号 44 番についてですが、12 月 20 日に仲丸推進委員と二人で借受人立ち合いで現地を確認させていただきました。現地は的確に管理されており、来期の耕作に何の問題もないと考えました。また、借受人は農業経験も豊富であり、耕作継続に何も問題もないと考えます。その他詳細は事務局の説明どおりです。

大塚寛委員

整理番号 15 番ですが、12 月 19 日に電話にて話を聞かせていただきました。貸付人によりますと、一昨年まで*****に作業委託していたのですが、なかなか忙しくて管理が出来ないということで、前々から付き合いのあった借受人と話がまとまったそうです。申請地は 12 月 21 日に大塚推進委員と確認してきました。既にトラクターで秋の耕運作業が終了していた状態でございましたので、何の問題もないと思われます。

それから整理番号 19 番ですが、これも 12 月 17 日に電話で話を聞かせていただきました。貸付人は、高齢によって作業が困難ということで、近くの借受人にお願いしたということです。申請地は 12 月 21 日に大塚推進委員と二人で確認してき

ました。草刈り等はきちんとやっておりますので、問題はないと思われま
す。細かいことは事務局の説明のとおりでございます。

上村喜久雄委員

整理番号 16 番ですが、12 月 18 日に借受人と面談をいたしました。借受人は規
模拡大を図る、また大型機械等々も持っているというようなことで、従来から耕
作を行っているということで、特に問題はありません。詳細は事務局の報告のと
おりです。

穴沢勝也委員

整理番号 17 番・18 番について 12 月 23 日に連絡を取りまして、借受人は近くに
たくさん農地として耕作されておりました。現地は雪のため確認はできませんが、
私自身、既に何度かこの農地を確認しておりますので、何の問題もないと思いま
す。詳細は事務局のとおりです。

整理番号 26 番ですが、これも 12 月 23 日に電話で連絡を取り合っており、近くの農
地ということで、引き続き耕作したいということです。農地につきましても、こ
こも私自身、何度も確認させてもらっていますので、問題ないと思えます。詳細
は事務局のとおりです。

高橋祐次委員

整理番号 20 番ですが、先日、借受人と電話連絡しまして、継続耕作ですので、
問題ないと思えます。次の日、現地も確認しまして、今年の耕作は終わっており
ましたが、来期もまた耕作していくということでしたので、問題ないと思えます。
詳細は事務局の説明どおりだと思います。

瀧澤悟委員

整理番号 22 番・23 番ですが、12 月 21 日、整理番号 22 番の貸付人、整理番号 23
番貸付人と現地を確認し、お話を聞かせていただきました。借受人も電話連絡
を取りまして、間違いなく来年以降もまた耕作をさせていただくというようなこ
とで、契約更新の申請ですということでお話をいただいております。あとは事務
局の説明のとおりです。

井口恒一郎委員

整理番号 27 番・28 番・29 番・30 番・31 番・33 番につきまして、12 月 18 日に
借受人の案内で現地を確認させていただきました。現地につきましては、いつで
も耕作できるような状態でしっかりと管理がなされておりますので、今後におい
ても田として耕作していけるということでございます。

整理番号 27 番ですが、貸付人は、施設に入っているということで、本人確認が
出来ませんでした。

整理番号 28 番・29 番につきましては、本人に電話にて確認をさせていただきました。
賃借料等間違いがないということでございます。

整理番号 30 番の貸付人は、東京の子供さんのところに行っているということで
本人確認が出来ませんでした。

整理番号 31 番につきましては、貸付人と 12 月 19 日に電話にて確認をさせてい
ただき、賃借料等間違いがないということでございます。

次に、整理番号 33 番ですが、同じく 12 月 19 日に本人に連絡をさせていただき

まして、賃借料等間違いないということでございます。詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。

桑原正文委員

整理番号 36 番から 43 番ですが、12 月 20 日に借受人と連絡を取って確認をしております。従来から作っている場所の更新でありますので、何ら問題ないと思います。以上、あとは事務局の説明とおりです。

議長（上村会長）

それでは、議案第 1 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号 1 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号 2 番・3 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転交換に関する整理番号 4 番・5 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定に係る整理番号 6 番から 44 番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号 45 番から 53 番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 53 番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 45 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 1 件です。

整理番号1 申請地 **** * 畑 142 m²
申請人 **** *
転用目的 一般住宅敷地
申請概要 家庭菜園及び冬期の堆雪場として利用する宅地の拡張
農地区分 第3種農地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域（第1種住居地域）が定められているため

申請人は現在、県外に住所がありますが、家庭菜園や冬のスポーツ等を楽しむために、申請地南にある以前住んでいた自宅に度々戻ってきて利用していることから、自宅北側の申請地を冬は雪の堆雪場、それ以外は家庭菜園として宅地と一体利用したいため、申請があったものです。なお、周囲は宅地または畑に囲まれており、現状の利用方法は家庭菜園等で利用しておりますので、現況利用を継続することです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号1番ですが、12月21日に現地に行ってきました。申請人はこちらに居ませんでしたので、連絡は取りませんでした。近隣の隣の家の方に現状を確認してきました。また、申請者の代理人行政書士にも連絡を取り、事務局の説明どおりであること確認してきました。問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の47ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	田	307 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	申請概要	一般住宅1階建て1棟		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	申請地のおおむね300m以内に*****があるため		
	権利種別	所有権移転 売買		

譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、住宅が手狭になったため、新築住宅建築のための土地を探していたところ、利便性の良い申請地について譲渡人との話がまとまり、転用申請があったものです。なお、北側の隣接地にあっても、令和4年に農地転用がなされ、既に住宅が建っております。

整理番号2	申請地	*****	畑	202 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	資材置場敷地（薪置場用地）		
	申請概要	自宅用薪置場用地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	申請地のおおむね500m以内に*****及び*****があるため		
	権利種別	所有権移転 売買		

譲受人は、本年夏頃に申請地東側にある譲渡人が以前所有していた宅地及び家屋を譲渡人より購入し、家族で居住しております。住宅で冬期間に使用する薪ストーブの薪の保管場所が必要となったことから適地を探していたところ、申請地が住宅の西側裏手にあり、譲渡人は県外在住のため既に畑として利用していなかったことから、薪置場として宅地と一体的に有効利用するため、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番につきまして、先日、譲受人と電話連絡をし、事務局の説明とおりです。

整理番号2番につきましても、代理人行政書士に電話をしたのですが、今入院中ということで、現地に行きまして譲受人の自宅に行きまして話を聞いてきました。事務局の説明どおり薪置場がほしいということで、たまたま自宅の裏のところにそういう場所があったので、話がまとまったということですので、事務局の説明とおりです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の49ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和7年12月10日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くこととなっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権（設定）	件数	50件
	筆数	223筆
	面積	165,371.51㎡
所有権（移転）	件数	1件
	筆数	10筆
	面積	6,829㎡

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和8年2月27日からとなります。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になければ、採決に入ります。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について計画のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（星野事務局長）

- ・農業委員会、農業委員等募集要項について
- ・第2回市町村農業委員会活動推進研修会開催について
- ・農業振興協議会主催の農業を考える集いについて
- ・農業委員による農業相談会の提案について

議 長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項を集中審議をいただきました。以上を持ちまして、終了させていただきます。

（時刻は14時50分）

上記会議の内容は、令和7年度第9回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和8年1月26日

魚沼市農業委員会

議 長 上村 喜久雄

議席番号 8番 星野 幸夫

議席番号 9番 佐藤 洋一
